

桜川市税務課からのお知らせ

軽自動車税（種別割）の減免制度について

桜川市では、心身に障害がある方やその方と生計を一にする方が所有する軽自動車等で、心身に障害のある方の為に使用されるもの1台に限り（普通自動車を含む）、一定の要件を満たす場合に、軽自動車税（種別割）を申請により減免する制度を設けています。

記

●必要書類

- ① 軽自動車税減免申請書
- ② 身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳
※手帳にスタンプを押しますので、必ず窓口を持参してください。
- ③ 車検証（写し可）
- ④ 運転する方の運転免許証
- ⑤ 納税義務者のマイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類

※精神障害者保健福祉手帳1級の方の場合、手帳のほかに「自立支援医療受給者証」・「医療福祉費受給者証（マル福）」・当該障害の治療のための「通院証明書」のいずれかが必要です。

※障害のある方が常時福祉施設で生活をされている場合、福祉施設からの「一時帰宅証明書」が必要になります。

※障害のある方を常時介護する方が運転する軽自動車の減免申請をする場合、「常時介護証明書」が必要です。

●対象となる障害の等級は次のページの表を確認ください。

- 申請期間 納税通知書が届いてから納期限（毎年5月末日）まで
※期限後の申請は受け付けできません。
※毎年申請が必要です。

- 申請場所 税務課（大和庁舎）、総合窓口課（岩瀬・真壁庁舎）

軽自動車税(種別割) 減免該当一覧

(各種手帳の各年度4月1日現在の等級で判断します)

区分	本人が 運転する場合	家族運転
視覚障害	1 級から 4 級までの各級	
聴覚障害	2 級及び 3 級	
平衡機能障害	3 級	
音声機能障害	3 級(喉頭摘出者に限る)	
上肢不自由	1 級及び 2 級	
下肢不自由	1 級から 6 級	1 級から 3 級 までの各級
体幹不自由	1 級から 3 級 及び 5 級	
療育手帳	Ⓐ、 A	

区分		本人及び家族運転
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級 までの各級
・心臓機能障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・小腸機能障害 ・ぼうこう又は直腸機能障害		1 級及び 3 級
・ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害 ・肝臓機能障害		1 級から 3 級までの 各級
・精神障害者保健福祉手帳1級で、自立支援医療 受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証 (マル福)の交付を受けている方もしくは当該障害の 治療のために通院をしている方		

≪軽自動車税・本書に関するお問い合わせ先≫
 桜川市役所総務部税務課 市民税グループ
 TEL 直通 0296-58-5602
 代表 0296-58-5111(内線 1121、1122)